

(第1面)

産業廃棄物処理計画書

令和3年6月29日

京都府知事 様



提出者

住 所 京都府舞鶴市字余部下1180番地

ジャパン マリンユナイテッド(株) 舞鶴事業所

氏 名 事業所長 荒木 紀夫

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

電話番号 0773-62-8740

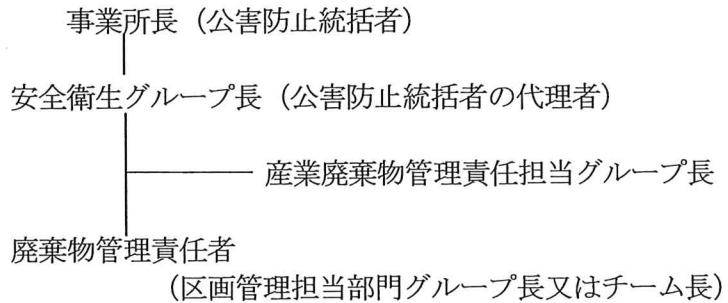
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	ジャパン マリンユナイテッド株式会社 舞鶴事業所
事業場の所在地	京都府舞鶴市字余部下1180番地
計画期間	令和3年4月1日 ~ 令和4年3月31日
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
①事業の種類	日本標準産業分類 3131 船舶修理業
②事業の規模	製造品出荷額 17,395百万円
③従業員数	265名
④産業廃棄物の一連の処理の工程	別紙1フロー図のとおり

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)

廃棄物管理組織図



産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

① 現状

【前年度 (令和2年度) 実績】 別紙2による

産業廃棄物の種類 別紙2による

排出量 別紙2による

(これまでに実施した取組)

- ・ 廃棄物処理運用基準による分別回収を柱として、可燃物、鋳さい・がれき類、廃プラスチックの減量化、OA機器類、廃油・廃木材の再資源化、塗料缶残塗料のさらいを実施。
- ・ 各種点検による現場指導と産業廃棄物の適切な分別意識向上のための教育。

② 計画

【目標】 前年度排出実績 1,692 t

産業廃棄物の種類 別紙2による

排出量 1,022 t

(今後実施する予定の取組)

- ・ 修理事業に特化した工場となるので、排出量の削減を図っていく。
- ・ 徹底した分別回収による、廃棄物の再資源化促進と環境保全の推進。
- ・ 有価物としての有効利用の促進と分別回収に関する教育の実施。
- ・ 各種点検による指導と分別意識の向上。

産業廃棄物の分別に関する事項

① 現状

(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組)

- ・ 生産活動による廃棄物は「宝箱」(回収箱)に分別して廃棄している。また、毎月のクリーンショップパトロール他、各種点検において分別回収状況の点検を実施している。

② 計画

(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組)

- ・ 分別回収におけるルールの再教育の実施。
- ・ 毎月の各種点検による分別回収状況チェックの継続的な実施。

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項			
①現状	—		
	産業廃棄物の種類	—	—
	自ら再生利用を行った産業廃棄物の量	— t	— t
	(これまでに実施した取組) —		
②計画	【目標】 —		
	産業廃棄物の種類	—	—
	自ら再生利用を行う産業廃棄物の量	— t	— t
	(今後実施する予定の取組) —		
自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項			
①現状	—		
	産業廃棄物の種類	—	—
	自ら熱回収を行った産業廃棄物の量	— t	— t
	自ら中間処理により減量した産業廃棄物の量	— t	— t
(これまでに実施した取組) —			
②計画	【目標】 —		
	産業廃棄物の種類	—	—
	自ら熱回収を行う産業廃棄物の量	— t	— t
	自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量	— t	— t
(今後実施する予定の取組) —			

(第4面)

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

①現状	—		
	産業廃棄物の種類	—	—
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った産業廃棄物の量	— t	— t
	(これまでに実施した取組) —		
②計画	【目標】 —		
	産業廃棄物の種類	—	—
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量	— t	— t
	(今後実施する予定の取組) —		

産業廃棄物の処理の委託に関する事項

① 現状	【前年度（令和元年度）実績】別紙2のとおり		
	産業廃棄物の種類	別紙2のとおり	—
	全処理委託量	別紙2のとおり	— t
	優良認定処理業者への処理委託量	— t	— t
	再生利用業者への処理委託量	— t	— t
	認定熱回収業者への処理委託量	— t	— t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	— t	— t
	(これまでに実施した取組) 環境ISO14001における手順書に基づいた管理の実施。 有価物化の推進に向けた処理業者の開拓検討。		

②計画	【目標】適正な産業廃棄物処理業者への委託継続。		
	産業廃棄物の種類	別紙2のとおり	—
	全処理委託量	別紙2のとおり	— t
	優良認定処理業者への 処理委託量	— t	— t
	再生利用業者への 処理委託量	— t	— t
	認定熱回収業者への 処理委託量	— t	— t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量	— t	— t
	(今後実施する予定の取組) 環境ISO14001における手順書に基づいた管理の実施。 有価物化の推進に向けた処理業者の開拓検討。		
※事務処理欄			

備考

- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3)④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「一」を記入すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。

修理事業

